○国土交通省令第八十五号

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）及び都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十三年政令第九十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、都市計画法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年四月十九日

国土交通大臣　林　寛子

都市計画法施行規則等の一部を改正する省令

（都市計画法施行規則の一部改正）

第一条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（準都市計画区域の指定等の公告の方法等）

第三条の二　法第五条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次

の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を、市町村が定める方法で行うものとする。

一　準都市計画区域を指定する場合　当該準都市計画区域の名称及び当該準都市計画区域に含まれる土地の区域

二　準都市計画区域を変更する場合　当該変更に係る準都市計画区域の名称及び当該変更に係る土地の区域

三　準都市計画区域を廃止する場合　当該廃止に係る準都市計画区域の名称

第四条の見出しを「（都市計画区域についての基礎調査の方法）」に改める。

第五条の見出しを「（都市計画区域についての基礎調査の項目）」に改める。

第一章中第六条の次に次の二条を加える。

（準都市計画区域についての基礎調査の方法）

第六条の二　法第六条第三項の規定による都市計画に関する基礎調査は、政府又は地方公共団体が同項に定める事項に関して行う調査の結果の集計及び必要な調査の実施により行うものとする。

（準都市計画区域についての基礎調査の項目）

第六条の三　法第六条第三項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情

二　建築物の用途、構造、建築面積及び延べ面積

三　土地の自然的環境

四　宅地開発の状況及び建築の動態

五　公害の発生状況

六　地域の特性に応じ都市計画策定上必要と認められる事項

第八条の次に次の一条を加える。

（令第八条第二項第二号の国土交通省令で定める土地の区域）

第八条の二　令第八条第二項第二号の国土交通省令で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

一　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第二十五条第一項に規定する特別地区

二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条若しくは第三十条の二の規定により告示され

た保安林予定森林の区域、同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区

三　保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第二条第一項に規定する保安林整備計画において保安林の指定が計画された森林の区域

第九条第一項中「第十五条第一項第一号及び第二号」を「第十五条第一項第二号及び第四号」に、「同項第三号」を「同項第五号」に、「同項第四号及び第五号」を「同項第六号及び第七号」に改め、同項第一号中「市街化区域又は市街化調整区域」を「区域区分」に改め、同条第二項中「平面図」の下に「（法第十一条第三項の規定に基づき都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定める場合にあつては、平面図並びに立面図及び断面図のうち必要なもの）」を加え、同条第三項ただし書を削る。

第十三条第一号中「市街化区域及び市街化調整区域」を「区域区分」に、「市街化区域と市街化調整区域との区分」を「区域区分」に改め、同条第二号ロ中「市街化区域と市街化調整区域との区分」を「区域区分」に改める。

第十三条の二第一号中「市街化区域と市街化調整区域との区分」を「区域区分」に改める。

第十六条第一項中「第二十九条」を「第二十九条第一項又は第二項」に、「別記様式第二」を「別記様式第二又は別記様式第二の二」に改める。

第十七条第一項第五号中「市街化調整区域」を「区域区分」に、「その区域」を「市街化調整区域」に改める。

第二十一条の見出し中「公園」を「公園等」に改め、同条各号列記以外の部分中「公園」の下に、「（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場。以下この条において同じ。）」を加える。

第二十七条の次に次の三条を加える。

（公園等の設置基準の強化）

第二十七条の二　第二十一条第一号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度を定めること。

二　設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、

六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。

2　第二十一条第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度について行うものとする。

（令第二十九条の二第一項第十一号の国土交通省令で定める基準）

第二十七条の三　第二十三条の三の技術的細目に定められた制限の強化は、配置すべき緩衝帯の幅員の最低限度について、開発行為の規模が一ヘクタール以上一・五ヘクタール未満の場合にあつては六・五メートル、一・五ヘクタール以上五ヘクタール未満の場合にあつては八メートル、五ヘクタール以上十五ヘクタール未満の場合にあつては十五メートル、十五ヘクタール以上の場合にあつては二十メートルを超えない範囲で行うものとする。

（令第二十九条の二第一項第十二号の国土交通省令で定める基準）

第二十七条の四　令第二十九条の二第一項第十二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　第二十四条、第二十五条第二号、第二十六条第四号又は第二十七条の技術的細目に定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図るために必要な限度を超えない範囲で行うものであること。

二　第二十四条の技術的細目に定められた制限の強化は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認められる場合に、同条各号に掲げる基準と異なる基準を定めるものであること。

三　第二十五条第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、公園の利用者の安全の確保を図るため必要があると認められる場合に、さく又はへいの設置その他利用者の安全を図るための措置が講ぜられていることを要件とするものであること。

四　第二十六条第四号の技術的細目に定められた制限の強化は、公共の用に供する排水施設のうち暗渠（きょ）である構造の部分の内径又は内のり幅について行うものであること。

五　第二十七条の技術的細目に定められた制限の強化は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、同条各号の規定のみによっては開発行為に伴うがけ崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難い

と認められる場合に行うものであること。

第二十八条第三号中「市街化調整区域」を「区域区分」に、「その区域」を「市街化調整区域」に改める。

第三十四条第二項中「第三十六条第一項第三号ロ」を「第三十六条第一項第三号ニ」に、「市街化調整区域」を「区域区分」に、「その区域」を「市街化調整区域」に改める。

第三十四条の二を削る。

第六十条中「第二十九条」を「第二十九条第一項若しくは第二項」に、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を「指定都市等」に、「指定都市、中核市又は特例市」を「指定都市等」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

附則第二項中「（附則第四項において準用する場合を含む。）」及び「及び附則第四項」を削る。

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、附則第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げ、附則第九項から第十七項までを削る。

別記様式第二中「29第 条29」を「第 条第 項」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第二の二（第十六条関係）

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第２項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年　　月　　日 殿 許可申請者住所 氏名　　印	※　手数料欄

開発	1　開発区域に含まれる地域の名称	
	2　開発区域の面積	平方メートル
	3　予定建築物等の用途	
	4　工事施行者住所氏名	

行為の概要	5　工事着手予定年月日	年　月　日
	6　工事完了予定年月日	年　月　日
	7　自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8　その他必要な事項	
※　受付番号	年　月　日　第　号	
※　許可に付した条件		
※　許可番号	年　月　日　第　号	

備考　1　許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　許可申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

３　※印のある欄は記載しないこと。

４　「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

別記様式第九の二を次のように改める。

別記様式第九の二　削除

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第二条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の六第一号中「（同法附則第四項の許可を含む。以下この条において同じ。）」及び「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削る。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の六第一号イ中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改める。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第四条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

（地方整備局組織規則の一部改正）

第五条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年五月十八日）から施行する。

（都市計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の都市計画法施行規則第九条第三項の規定は、この省令の施行の日以後に決

定され、又は変更される都市計画（この省令の施行の際現に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定に基づき決定又は変更の手続を行っている都市計画のうち、この省令の施行前に同法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われたものを除く。）について、適用する。